

カンボジア王国政府

第 74 ANK.BK 号 / 1997 年 11 月 4 日

家族名簿に関する政令

- 1993 年カンボジア王国の憲法
- カンボジア王国政府の任命に関する 1993 年 11 月 1 日付勅令
- 王国政府の構成修正に関する 1994 年 10 月 29 日付勅令第 NS/RKT/1094/83 号
- 王国政府の構成修正に関する 1994 年 10 月 31 日付勅令第 NS/RKT/1094/90 号
- 王国政府の構成修正に関する 1997 年 8 月 7 日付勅令第 CS/RKT/0897/147 号
- 閣僚評議会の組織及び機能に関する法律を公布する 1994 年 7 月 20 日付勅令第 02 NS/94 号
- 内務省の設立に関する法律を布告する 1996 年 1 月 24 日付勅令第 NS/RKT/0196/08 号を参照し
- 内務省共同大臣の提案により
- 1997 年 8 月 28 日に開催された会議で閣僚評議会の承認を得て

以下を決定する

第 1 条

本政令の附属書¹に添付されたひな型で家族名簿を作成すること。

第 2 条

家族名簿は、クメール国籍を有する家族の構成員、及び配偶者、それらの血縁の子ども又は養子を含む各家族の血縁関係を特定するために使用される。

第 3 条

カンボジア王国に住む各カンボジア人家族は、1 つの家族名簿を有するものとする。外国人は、この種の名簿を使用及び所有する権利を有しないものとする。

第 4 条

この名簿における家族の名前の管理及び登録は、内務省の所管である。

第 5 条

この名簿へ家族の名前を登録する方法は、内務省の大臣令により決定されるものとする。

第 6 条

クメール人ではなく、詐欺によりこの種の名簿を所有しようとする者、又は本政令の規定に反して自己の責務を遂行する所轄官庁は、現存する法律に従って罰せられるもの

¹ 当時の官報によっても、附属書として、何らの書式例も添付されていない。

とする。

第7条

本政令に反する規定は，無効とみなされるものとする。

第8条

閣僚評議会官房担当共同大臣，内務省共同大臣，国防省共同大臣，司法大臣，外務国際協力大臣，経済財政大臣，関連するあらゆる機関の長は，その署名日から本閣僚会議令を適用するものとする。